

裁判いろいろ—とくに民事裁判と刑事裁判の違いについて

▶▶▶ 君塚正臣

■はじめに

「裁判ざた」という言葉がある。要は、裁判に巻き込まれることは、あまりよいことではない、という感覚にそれは支えられている。だが、人々がさまざまな考え・利害を抱える社会において、紛争が生じることは避けて通れない。その際、ヤクザな親分や地元代議士が、お役所に斡旋して「丸くおさめる」ことは、つまりは、正しくても弱い者が泣き寝入りをすることであり、このような国を近代立憲主義国家とはいわない。ルール（法）にのっとって結論が下されるほうが、公平である。

日本では、最高裁判所、8つの高等裁判所、50の地方裁判所と家庭裁判所、438の簡易裁判所があり、全国津々浦々、隔絶された山間部や離島まで「法の支配」を及ぼしている。憲法は「特別裁判所」を禁じており、最高裁に連なる、適正な司法手続を行うもの以外、裁判所として認めていない。このため、日本における「裁判」の舞台は（憲法がとくに定める弾劾裁判所を除き）、以上の裁判所の法廷だということになる。

では、「裁判」といって思いあたるものは何か。多くの人のイメージは、「犯人」（正しくは被告人）が刑を宣告される刑事裁判だろうか。だが、刑事事件は、年間103万2791件（2015年 このほかに少年事件が9万4889件）であり、民事・行政事件の143万2279件に及ばない。広義の民事事件に家事審判（97万0018件）も入るとすれば、「裁判」の3分の2は民事・行政事件ということになる。ここでも、まず、民事事件から説明する。

■民事裁判

財布をはたいて、ローンを組んで買った建売住宅が欠陥住宅だった。世間ではよくあることである。かたくいえば、**売買契約**（民法555条）の**債務不履行**（民法415条）である。この場合、買い

手は、修繕により完全な住宅の引き渡しを求めることや、完成が遅れた分の損害賠償を求めることができるし、あまりにもひどければ、売買契約を解消して代金の返済を求めることもできる。

業者が素直に応じなければ、最終的には、買手は**原告**として、業者を**被告**として裁判所に訴えることができる。請求額が140万円以下のときは**簡易裁判所**に訴えるが（裁判所法33条）、「不動産に関する訴訟」は**地方裁判所**に訴えられる（同法24条）ので、訴える先は、基本的には、地方裁判所（50あるうち、売買契約書で定めていなければ、普通は、被告の住所がある地裁）である。

このことは、交通事故のような**不法行為**（民法709条）でも同じである。けがの治療費、事故でこわれた自転車の修理代、仕事に行かれずもらえなかった給料などの損害、慰謝料などを、過失ある加害者は払わねばならないが、加害者が、被害者にも不注意があるなどの主張をして、全額払わない、というのであれば、裁判で争う。最後まで双方が争えば、裁判所は判決を下すことになる。

地方裁判所の判決に不満があれば、**高等裁判所**へ、もう一度よく見て判断し直してください、と求めることができる（一審が簡易裁判所の場合は、地方裁判所へ）。これを**控訴**という。これにも不満があれば、**最高裁判所**に**上告**することもできるが、さすがに全国にただ一つの裁判所に全裁判がやってくると困るので、憲法違反があるとか、裁判手続に問題があったような事件に上告が制限されている（民事訴訟法312条）。

民事紛争は、話し合いで解決がつくなら、それでもかまわない。自律した個人の自己決定による私的自治が守られる。なかには、一般的には欠陥住宅と思える家が、哀愁があつていい(?)という風流人がいるかもしれない。その人が裁判を起こさなければ、隣のおじさんなどが親切に裁判所

に訴える権限はない。大きなお世話なのだ。また、裁判を起こしたあとでも、業者や加害者が和解金を出すといい、その額などに納得すれば、そこで「**裁判上の和解**」（民事訴訟法267条）が成立し、裁判は終わる。あとで、やっぱりもう少し賠償額をほしいと言っても、そういった和解は「判決」と同じなので、くつがえすことができない。

このように、売買や取り引きの、いわゆる民事の世界は、当事者が納得すれば、別にいちいち裁判所で判決をもらう必要はない。実際、駄菓子屋で10円で買ったチョコが半分しか入っていなければ、駄菓子屋に行き、交換してもらえば話は終わりであり、誰も裁判所にいちいち訴えない。他方、訴訟を提起し、「**判決**」などが確定すれば、当事者はそれに拘束されることになる。

このほか、広義の民事裁判には、家事審判などの非訟事件もある。相続の放棄、離婚した夫や妻への養育費の請求などは、**家庭裁判所**に訴える。家庭裁判所は、審判や調停により、結論を下す。不服があれば、高等裁判所に抗告できる。

行政裁判

民事・行政事件というくくりで話が始まっていたが、日本では、例えば、国土交通省が行った道路工事の欠陥があり、そのために生じた穴に落ちてけがをした、というような事例で、訴える相手が国や地方自治体であるものをとくに行政裁判という。裁判の手続も、民事訴訟法ではなく、**行政事件手続法**という法律に従って進められる。

戦前の日本では、国のやったことに臣民が楯突くことなど認めがたく、あっても、東京にただ一つの行政裁判所に訴えねばならなかった。一審限りで、憲法上「行政」機関であった。国に損害賠償を求めることはできなかった。戦後の日本国憲法では、17条で、国家賠償請求権を保障し、国に泣き寝入りすることを防止した（具体的には、**国家賠償法**にもとづき請求できる）。

行政事件手続法では、問題が生じてから訴えを起こすことができる期間（出訴期間）が6か月に限られている（14条）など、民事訴訟法と異なる

面がある。そもそも、当事者が行政機関であるだけなのだから、民事訴訟法で処理すればいいではないか、という意見もあろう。

このことについては、まず**大陸法**と**英米法**の違いを説明せねばならない。ドイツやフランスなどのいわゆる大陸法諸国では、行政事件や労働事件、商事事件などでは、通常の司法裁判所と異なる**特別裁判所**が伝統的に認められている。このため、そこでの裁判のルールも、別途定められている。アメリカやイギリスといった英米法諸国では、こういった特別裁判所は認められず、裁判権は通常司法裁判所（法律家集団）が独占し、行政機関などの介入を厳しく排除している。**近代立憲主義**諸国のなかでも、裁判所や訴訟の制度には、大別して二つの流れが現在でも存在している。

日本は、戦前の行政裁判所や軍法会議の弊害を考え、憲法76条では特別裁判所の設置を禁じた。しかし、戦前の日本法は、**大日本帝国憲法（明治憲法）**がプロイセン憲法の影響で編纂されたように、民法や刑法、行政法でもドイツの影響が強かった。このため、戦後すぐに「日本国憲法の施行に伴う民事訴訟法の応急的措置に関する法律」、1948年には行政事件訴訟特例法を制定して対応してきたが、1962年ようやく現行の行政事件訴訟法を制定した、という経緯がある。つまり、この意味では、日本法は、英米法と大陸法のハイブリッドな性格を有している（表）。

	英米法	大陸法	日本法
行政事件の手続法	民事訴訟法	行政訴訟法	行政事件訴訟法
行政裁判管轄	通常司法裁判所	行政裁判所	通常司法裁判所
憲法判断	通常司法裁判所	憲法裁判所	通常司法裁判所
市民の訴訟参加	陪審制	参審制	裁判員制度

表 司法制度の比較

なお、行政事件には、日本では、簡易裁判所が管轄する事件は定められていない。

刑事裁判

刑罰を科す者は（ヤクザな親分などではダメで）国家に限られる。刑罰が、自由や財産、ときにはは

生命をも奪う峻厳なもので、少なくとも不名誉なものであるからである。また、それは、王様の気まぐれでは困ることであり、当然に、裁判所により適正な手続をふんだうえでのことであるとされてきた。そして、ちょっとした「悪いこと」で処罰されるとなると、人々は萎縮して、自由がなくなってしまう。このため、法律（刑法）により、
どういう行為が刑罰を科されうるものかを事前に
定めなければならない（罪刑法定主義）し、
犯罪とされるものは限定的であるべきだと考えられて
いる（刑法の謙抑性）。

つまり、刑事裁判にかけられるのは、基本的には本人（被告人）の意思とは無関係である。国（この場合は、検察官）の側も、起訴して、この者を有罪にしてください、と裁判所に訴え出た以上、途中で、取り下げることができない。しかも、判決の結果は、峻厳なる刑罰なのである。有罪の立証責任は検察官にあり、「疑わしきは被告人の利益に」である。刑事裁判の基本理念は、適正手続の保障であり、憲法31条もそのように解されている。そして、真実を発見せねばならないとの要請は、民事裁判の比ではない。このため、冤罪とわかれば、再審がせつに求められることになる。

現在では、刑事裁判も、実は、民事裁判の構造に似ている。民事事件では、原告と被告がいて、法廷でやり合うのであるが、刑事裁判では、検察官と被告人がそれぞれのポジションを占めることになる（被告人は、このままでは武器平等ではないので、弁護人がつく）。裁判官は公平な第三者であることも同じである。このような訴訟構造を、よく、弾劾主義構造という。裁判官が、一段高いところから被告人を職権でギリギリと責める糾（糺）問主義構造は前近代的である（時代劇の遠山の金さんは、事前に直接犯人を知っており、現行憲法上、この意味で適正な刑事手続きではない）。

日本では、裁判は「お上」が「お白州」で行うものと思っていたのか、市民の司法参加は遅れた。立憲主義諸国では、バロン（封建諸侯）を裁けるのはバロンだけだ、というマグナカルタに由来し、有罪判決には市民の評決が必要だとする英米法下

の陪審制と、裁判官と市民が有罪・無罪と量刑（どの程度の刑罰が妥当か）を決める大陸法系の参審制が並存してきた。日本では、戦前に、不完全な形で陪審法があり、長く凍結されてきたが、2004年には、一連の司法制度改革の一つとして、重大な犯罪には、裁判員制度が導入された。これは、大別すると、参審制（大陸法系）に属する。

刑事裁判でも、基本的に一審は地方裁判所である。罰金刑以下の刑のときは、簡易裁判所となる（裁判所法33条2項）。判決に不満があれば、いづれも、高等裁判所に控訴できる。

■憲法裁判

見てのとおり、日本には憲法訴訟法という法令はない。教科書に出てくる、いわゆる「憲法裁判」とは、民事・行政・刑事裁判のいずれかのなかで、自分に適用されている法令、もしくは、その適用の仕方が憲法違反であると訴えているものの総称である。「特別裁判所」が認められない日本に、ドイツのような憲法裁判所はなく、憲法判断は、アメリカと同じく、事件の解決のため必要なとき、各通常司法裁判所が行うものである。

日本法がハイブリッドであるため、裁判員が、刑法などの規定の憲法判断に加わる可能性がある（現に、絞首刑は「残虐な刑罰」ではない、との判断を下している）。これは、通常の英米法国でも大陸法国でもないことであり、興味深い。

■おわりに

法学部の学生の間でも、民訴（民事訴訟法）は「眠素」といわれるくらい、訴訟法は無味乾燥な印象がある。だが、結局、裁判で勝ちとれない権利は、民法や地方自治法など（実体法）に書かれていても、画餅に等しい。また、「私的自治」や「適正手続」という基本的な考え方の根幹から考えれば、いうほど難解でもないのである。

法治国家において、裁判手続の基本となるところは、高校でもぜひ学習を進めてほしいと思う。

裁判について 練習問題



- Q1** 日本は、裁判員制度（参審制）にかえて陪審制にしたほうがよいだろうか。
- Q2** プライバシー侵害や名誉毀損の際の民事裁判は、戦後、どのような経緯をたどってきたか。それについてどう考えるか。
- Q3** 日本では、海の事故などの際に海難審判という、裁判のようなものが「海難審判庁」という裁判所ではないところで開かれる。このことは憲法違反ではないのか。また、このような制度は合理的で望ましいものだろうか。
- Q4** 授業で習う津地鎮祭訴訟は、誰が誰をどのような類型の裁判で訴えたものなのか、調べよう。

練習問題 解説

（以下は「解答例」であり、よく考えられた別解は十分に考えられるだろう。反対の結論も可。）

Q1 基本的に陪審制度は、12人の陪審員の全員一致で有罪か無罪かを決するものである（アメリカでは州により例外もある）。もともとは、1215年のマグナカルタ（大憲章）の39条の「自由な市民は、同輩による合法的裁判がなければ、刑罰などを科せられない」に由来する。マグナカルタは、ジョン王のもとに押しかけたバロンや教会、ロンドン市などが国王と結んだ中世的封建契約である（直後にローマ教皇によって無効にさせられた）。しかし、この基本的な考え方は、国王といえども法の下にあることを宣言するものであり、17世紀に、エドワード=コーク（クック）により、コモン・ロー（伝統的なイギリスの慣習法）の一部として発見され、王権神授説に対抗する根拠として用いられることにより、近代的意味を得た。現在でも、1225年のマグナカルタが、イギリス憲法の一部をなすものとされる（イギリスには「憲法典」といえるものがなく、いくつかの法令が集まって「実質の意味の憲法」となっていると理解される）。

その後、アメリカ英植民地地下でも、これがコモン・ローとして尊重されると、市民を有罪にするには市民による評決が必要と考えられ、陪審制度のもととなったものである。

陪審制度の意義は理解できるが、日本では、裁判員制度が発足したばかりであり、これを根本か

らくつがえせねばならないほどの問題点はない。また、以上のような歴史的経緯が直接ないのだから、まずは裁判員制度の整備・改善に努めるべきである。

Q2 プライバシー（私事）という概念は、「一人で放っておいてもらう自由（right to be let alone）」という理解の下、人格権の一部と理解されるとともに、日本国憲法13条の幸福追求権でも保障されるよう考えられるようになった。そして、情報化社会の発達により、その内容も、自己情報コントロール権と解されるようになっていった。

1961年、三島由紀夫によるモデル小説『宴のあと』について、そのモデルとされた有田八郎元外相が、プライバシー権の侵害であると訴えた。東京地方裁判所は、1964年に、三島に対し、80万円の損害賠償を命じる判決を下した（三島が控訴し、二審の途中で有田が死去、遺族と和解が成立した）。これが、日本の裁判所が「プライバシー」概念を法的に認めた最初であった。

ただし、この判決は、小説刊行のさしとめは認めず、賠償額も、有名政治家の私生活を有名作家が大々的にあばいたものにしては少額であった。他面、原告の主張を広範に認めることは、表現の自由、とくに芸術活動の自由の制約になるため、プライバシー権を偏重した判断がよいとも限らない。1970年公開の映画『エロス+虐殺』の公開さしとめ請求は、同年、東京高裁で、公知の事実だとして退けられた。

ノンフィクション『逆転』での実名掲載についても、50万円の賠償だけ認められた（最高裁1994年）。

しかし、1984年からのいわゆる「疑惑の銃弾」報道（ロス疑惑）に対し、三浦和義が民事訴訟において、いわゆる本人訴訟（弁護士を立てない訴訟）で相当数の勝訴を勝ちとり、賠償額も1件100万円程度ということも頻出したことや、2001年にはプロ野球選手の清原和博が小学館から1000万円の賠償を勝ちとり、女優の大原麗子が光文社から請求どおりに500万円の賠償を勝ちとるなど、名誉やプライバシーの価値を重んじる判断が多くなった。2002年には、柳美里の小説『石に泳ぐ魚』の単行本出版さしとめが認められ、合計130万円の慰謝料を認める最高裁判決が確定した。他方、このような傾向に対しては、日本の近代文学の伝統である私小説などの執筆が困難になり、これらの判断が拡張解釈され、政治家や官僚の醜聞報道が萎縮することにならないかとの指摘もある。

Q3 日本国憲法76条は、最高裁判所と、それに連なる裁判所しか設立できず、それに反する「特別裁判所」の設立はできないと規定している。また、その2項は、「行政機関は、終審として裁判を行ふことができない」としているが、これを反対解釈すれば、行政機関は、前審としてならば裁判を行うことができることになる。

そこで、例えば、独立行政委員会をつくり、そこに、ガイドラインをつくる準立法的機能をもたせ、他方、紛争を裁く準司法的機能を付与することは可能である。「独立」「行政」委員会が許されるのは、憲法65条が、国会（41条）や裁判所（76条）の規定と異なり、内閣に行政権をすべてゆだねたとは読めないからである。専門性があり、政治的中立性が求められる領域については、内閣から独立した機関をつくり、内閣のコントロールがない分、国会がその統制を行えばよい、とされている。「準」司法的というのは、その判断に不服であれば、それを終審とはせず、裁判所に訴えることができるという意味である。このように、独占禁止法に関するものでは公正取引委員会、労働争議につい

ては（中央・地方）労働委員会が設置されている。

さらに、これが「独立」行政「委員会」でなければならないというわけでもない。海の事故については、一般の裁判官が事実認定から何まで行うことは難しい専門性の高い仕事である。むしろ、中立性は求められる。このため、その専門家にまずは事件の処理をゆだねることは合理的である。

海難事故が起こると、理事官が調査し、懲戒相当と考えれば、審判開始の申し立てを行う。審判官は審判を行い、裁決をする。その際、海事補佐人をつけることもでき、裁判に近い形態がとられている。裁決が不服であれば、東京高等裁判所に訴える。このような制度は、基本的には公平かつ公正な制度設計であり、必要に応じて、同種の制度を設置していくことが望ましく思える。

Q4 この訴訟は、地方自治法242条の2の住民訴訟により争われた。住民が、まず、地方自治体の公金支出などについて監査請求を行い、これに不服があるときは、住民訴訟という形で裁判所に訴えることができる。大別すれば行政裁判の一種である。事件は、津市の住民が、津市は、地鎮祭を行うにあたり、神社神道の宮司らに報償や供物料金を支出しており、これは違法（憲法20条・89条違反）であることを争ったのである。

ところで、住民である原告は、この裁判で勝訴しても、個人的には一銭ももうからないものであり、民事・行政裁判が、そういった利益がありうる人しか提起できないとしていること、「司法」権の作用（「事件争訟性」などという）ではないのではないかとの疑問も生ずる。しかし、憲法76条は、「司法」に準ずる機能であれば、法律により裁判所に付与することができるかと解されている。その一つが行政事件訴訟法5条の定める民衆訴訟であり、当事者の争いに法を適用して解決をはかるような、住民訴訟や選挙の当選訴訟などを創設しても、一般に違憲ではないとされている。

なお、住民訴訟に相当する制度は、国の機関については定めがなく、内閣総理大臣の政教分離違反を争うことは、理論的に難問である。